

No.14 ともに支え合う地域づくり<生活困窮者支援・ひとり親家庭支援・障がい者福祉>（福祉事務所）

令和5年度までにめざす姿

- ①生活困窮世帯が健康で文化的な生活が営めるように支援を行います。
- ②ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。
- ③障がいのある人もない人も安心して暮らせる「ともに歩む福祉のまちづくり」をめざします。

令和2年度にめざした成果

- ①生活困窮者との相談体制や、社会福祉協議会及び役場の関係機関等との連携体制の確保に努めます。
- ②ひとり親への各種手当を違算・遅滞なく確実に支給します。
- ③町内事業所が行う一般相談の充実を図ります。

令和2年度にめざした活動

- ①社会福祉協議会及び役場各課の関係機関と連携し、早期発見・早期対応できる体制を構築します。
- ②役場各課の関係課等と連携し、対象者を把握します。
- ③必要な方に新たな相談先の周知を行い、これまで町外事業所へ相談していた方のケース移管を行います。

令和2年度の成果

- ①複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関がネットワークを組み協働して早期把握・早期支援を実施するため、支援調整会議(毎月1回及び支援実施の必要な場合は随時)を開催することにより、情報共有や支援対象者への対応につながりました。
- ②住民基本台帳の異動等で把握した新規対象者の申請はほぼ達成できており、手当制度の周知はできました。また、各種手当についても確実に支給しました。
- ③県の作成した「よりよい暮らしのために」という冊子を基に障がい福祉サービスの周知を行いました。

令和2年度の問題

- ①生活困窮の状態にある対象者本人が問題を自覚していない、又は改善する意思が乏しいケースがあり、実際の支援に繋がらない(本人同意が得られない)ケースがあります。
- ②養育費の取り決めや履行、感謝料や財産分与などの離婚に対して、経済的負担が生じています。
- ③通所系の事業所の数は多く定員を満たしていませんが、重度者へのサービスや訪問系サービスは不足しています。また、給付費が増大しています。

令和3年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①生活困窮者自立支援ネットワーク会議を中心とした支援体制を拡充します。
- ②関係課等と連携し、対象者を把握します。また、ホームページの更新や手続きに関する案内を行います。
- ③障がい手帳交付時に各種制度の説明を行います。また、地区担当保健師や各関係機関と連携し、福祉サービスが必要な方の把握に努めます。必要な方に新たな相談先の周知を行います。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①対象者に寄り添い、制度利用につながるよう努めます。
- ②就労支援給付金のほか、職業訓練や就労支援の諸施策について一層の普及啓発を図ります。また、ホームページの更新や手続きに関する案内、出張ハローワークの定期開催などを行います。
- ③圏域における障がい福祉サービスの基盤整備の促進のために、県や近隣市町村との連携を図り、必要なサービス確保について広域的な検討を行います。

(3) 新たに取組む方策

- ①相談者に対して、自立支援制度をよく理解してもらえるように、丁寧な説明を行います。また、町民に対して、分かりやすい広報を行うことにより、支援につなげます。
- ②深刻な状況に陥る世帯が無いよう、身近な相談体制の構築を行います。
- ③相談者が、制度をよく理解してもらえるように、丁寧な説明を行います。